

プレハブ住宅コーディネーター

Prefabricated Housing Coordinator

2019年度 プレハブ住宅コーディネーター 資格2回目以降更新申請案内

会員企業担当者用

プレハブ住宅コーディネーター資格更新について

プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請は、既に「プレハブ住宅コーディネーター」として認定され、当協会に登録されている有資格者が、その資格を再度更新するためのものです。

申請者に対して審査の上、更新を認める者を「プレハブ住宅コーディネーター」として、再登録いたします。

新Web導入にあたり、有効期間が次の〈資格失効者（更新を行っていない者）〉は、特例措置として会員企業担当者から特例申請を受けた場合、更新申請者として申込みを受け付けます。

《特例措置対象者》

◎有効期限：平成28年（2016年）3月31日～平成31年（2019年）3月31日の者

プレハブ住宅コーディネーター教育テキストについて

住まいづくりに欠かせない知識を得るための「プレハブ住宅コーディネーター教育テキスト」をご購入いただけます。この教育テキストは、第14版として平成31年（2019年）4月に発行されたもので、住宅知識を習得することができ、日常業務でも活用いただける内容になっています。

受講申請方法の変更（WEB化）について

本年度の プレハブ住宅コーディネーター（PHC）の資格更新講習会より、従来のWeb及び書面による手続きから、全て新Webシステムによる申請手続きに変更いたしました。

下記 URL、または、（一社）プレハブ建築協会ホームページの教育委員会、プレハブ住宅コーディネーター資格認定制度企業専用ページからログインして、受講手続きをお願いいたします。

ログインには、企業ID及びパスワードが必要になります。企業ID及びパスワードは、本協会が会員企業窓口担当者をWebに登録することで発行されます。まだ、登録がお済でない会員会社や企業ID・パスワードをお忘れの場合等、ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

また、本年度より、新規資格取得者の初回有効期限に限り、現在の5年から6年に有効期限を延長いたします。これに伴い、救済措置として 1 回目の資格更新講習会の受講機会も資格取得日から従来の4年目または、5年目の2回の更新機会から、本年度より6年目を増やし、更新機会を3回に変更いたします。

2回目以降更新申請につきましても、救済措置として資格失効者のうち《特例措置対象者》に限り、特例申請書を提出することで更新対象者として申込みを受け付けます。（2019年12月追加）

詳細につきましては、『PHC新Web受講申請システム操作マニュアル』（ログイン後のヘルプページ）をご覧ください。

企業専用ページ ログイン：<https://phc.kyomu.purekyo.or.jp/kyokai/login.php>

2019年4月
（一社）プレハブ建築協会
教育実施委員会

◎お問い合わせ先
（一社）プレハブ建築協会 教務部
担当：金森 本堂 新村 中島
E-mail：kyomu@purekyo.or.jp

プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請については、以下の通り実施いたします。

<申請資格について>

本申請の対象者は、次の有資格者とします。

(2回目更新対象者)

- (1) 平成25年度(2013年度)又は26年度(2014年度)に行われた更新講習会を受講し更新認定を受け、有効期間満了日が平成32年(2020年)(令和2年)3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成31年(2019年・令和元年)3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年(2018年)3月31日の者。

(3回目更新対象者)

- (1) 平成26年度(2014年度)に更新(2回目)認定を受け、有効期間満了日が平成32年(2020年)(令和2年)3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成31年(2019年)(令和元年)3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年(2018年)3月31日の者。

(4回目更新対象者)

- (1) 平成26年度(2014年度)に更新(3回目)認定を受け、有効期間満了日が平成32年(2020年)(令和2年)3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成31年(2019年)(令和元年)3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年(2018年)3月31日の者。

(5回目更新対象者)

- (1) 平成26年度(2014年度)に更新(4回目)認定を受け、有効期間満了日が平成32年(2020年)(令和2年)3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成31年(2019年)(令和元年)3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年(2018年)3月31日の者。

<申込み方法>

2回目以降更新申請は、Webシステムによりご案内、お申込み等を行っております。ログインには、企業ID及びパスワードが必要になります。企業ID及びパスワードは、本協会が会員企業窓口担当者をWebに登録することで発行されます。まだ、登録がお済でない場合は、下記のプレハブ建築協会 教務部までご連絡をお願いいたします。

<申込みについて>

1. 申込受付期限

令和2年1月31日(金)

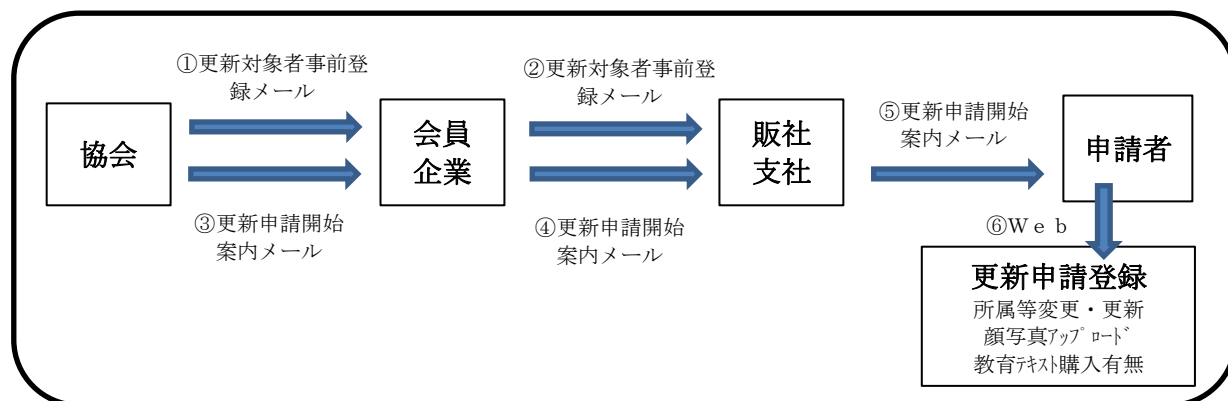
2. 申込みの手続きについて

Webシステムによるご案内、申込み等を実施しています。講習会案内は、協会本部より会員企業(第一階層)経由し、会員企業または販社支社(第二階層)の担当者より受講者にそれぞれメールにて送られます。申請手続きはメール案内文に記載する案内に従い、ID・パスワードを入力してマイページへログイン後、Webシステム上で申込みをお願いします。尚、ログイン後のヘルプページから操作マニュアルがご覧頂けます。

会員企業・販社支社用：https://phc.kyomu.purekyo.or.jp/kyokai/login.php

申請者用：https://phc.kyomu.purekyo.or.jp/user/login.php

<Webシステムのフロー>



3. 申請料

申請者 1 人当たり 3,300 円（登録料及び消費税含みます）

申込みと同時に支払ってください。

銀行振込の場合は以下のとおりです。

みずほ銀行 新橋中央支店 一般社団法人 プレハブ建築協会
普通預金口座（1032334）へお願いします。
※振込手数料は、貴社にてご負担願います。

<プレハブ住宅コーディネーター教育テキストの申込について>

前回更新時から 5 年が経過し、その間住宅環境も大きく変化しております。プレハブ住宅コーディネーター教育テキストは平成 31 年（2019 年）4 月に第 14 版として発行いたしました。2 回目以後の更新時には講習会はありませんが、最近の住宅知識を習得する手立てとしてご活用いただけますのでご検討ください。

1 冊につき 2,200 円（消費税含む）の費用がかかります。

購入は、申請者による更新申請登録時に申込みができます。

なお、請求書は 3 月中にご送付申し上げます。（教育テキストは 3 月末より 4 月上旬に発送いたします。）

<認定証の交付について>

認定証の交付について

資格認定審査の結果、更新（2 回目以降）の認定者には、新たに認定証を交付致します。

注）更新（2 回目・3 回目・4 回目・5 回目）の認定者及び資格を抹消した方の旧認定証は、各社の教務担当者がとりまとめの上、処分の程よろしく願いいたします。

申込先及び問合せ先

一般社団法人 プレハブ建築協会 教務部（担当：金森、本堂、新村、中島）

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-3-13 M&Cビル5F

TEL03 (5280) 3121 (代) FAX03 (5280) 3127

TEL03 (5244) 5197 (ダイヤルイン)

以上